

令和7年4月1日より

長期優良住宅の認定申請が **電子** でも受付可能になります

2025（令和7）年4月1日より電子申請（e-KOBE）による受付を開始します。（窓口・郵送による申請も、継続して受付を行います。）

ただし、一部の申請については電子申請ができませんので下記をご確認ください。

電子申請可能	電子申請不可
登録住宅性能評価機関による、長期使用構造等の 確認を行っているもの ※登録住宅性能評価機関が交付した確認書又は住宅性能 評価書の写しの添付が必要	登録住宅性能評価機関による、長期使用構造等の 確認を行っていないもの
新規申請（第5条第1～3項）	新規申請（第5条第4,5項：区分所有住宅、第5条第 6,7項：既存住宅）
変更申請（計画変更、譲受人決定、区分所有住宅の管理 者決定、地位の承継）のうち、 <u>当初の認定申請が</u> <u>2025（令和7）年度以降</u> に行われたもの	変更申請（計画変更、譲受人決定、区分所有住宅の管理 者決定、地位の承継）のうち、 <u>当初の認定申請が</u> <u>2024（令和6）年度以前</u> に行われたもの
完了報告のうち、 <u>当初の認定申請が 2025（令和 7）年度以降</u> に行われたもの	完了報告のうち、 <u>当初の認定申請が 2024（令和 6）年度以前</u> に行われたもの
	取り下げ・取りやめ届

※申請後、まずは体裁の審査を行い、受付の可否を判断します。**体裁に重大な不備がある場合は受付が出来ず、申請却下の通知を行います。**この時点で着工されている場合、認定ができませんのでご注意ください。

また、体裁の審査は即時に行うことは出来ず、受付の可否の通知が申請日の翌営業日以降になる場合がありますので、ご注意ください。（例えば、金曜日に申請があった場合、週明けの体裁審査となる場合があります。）

各段階（補正事項に伴う差戻しや、手数料の納付など）のお知らせはメールやe-KOBEのマイページへの掲載にて行いますので、確認漏れが無いようにご注意くださいとともに、タイムラグが生じるため、認定までに時間を要する場合がございますので、余裕を持って申請を行っていただきますよう、お願いいたします。

e-KOBE 申請手続きの流れ

※はじめて e-KOBE を利用される方は新規登録が必要です。

1. [e-KOBE](#) にログインします。
※2025（令和7）年4月1日より受付を開始します。
2. 申請できる手続き一覧で「手続き一覧（個人向け）」か「手続き一覧（事業者向け）」のどちらかを選択します。（どちらでも申請可能です。）



3. キーワード検索で「長期優良住宅の認定申請」と検索します。



4. 該当の申請手続きを選択し、画面に従って申請を行ってください。
困りごとがあれば、[e-KOBE（神戸市スマート申請システム）操作マニュアル](#)をご覧ください。